

個人情報保護法における 明文なき違法性阻却事由

弁護士・ひかり総合法律事務所

理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員

国立情報学研究所客員教授

大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授

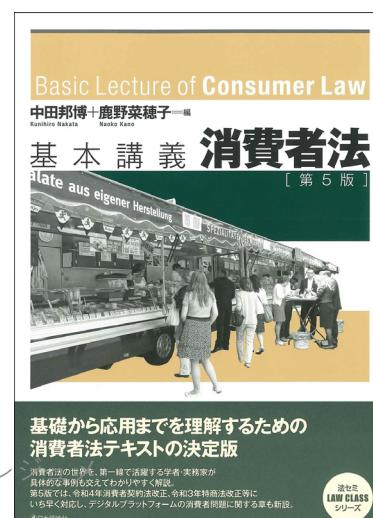
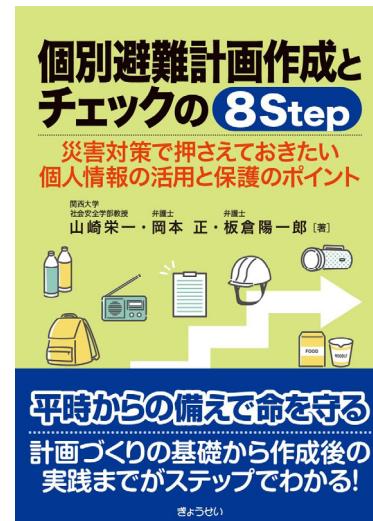
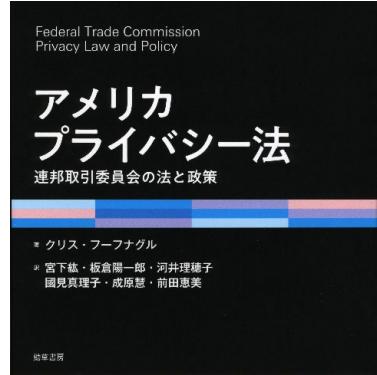
国立がん研究センター研究所医療AI研究開発分野客員研究員

板倉陽一郎

自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒、2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了、2007年慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所）。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向（消費者制度課個人情報保護推進室（現・個人情報保護委員会事務局）政策企画専門官）。
- 2017年4月より理化学研究所革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ客員主管研究員、2018年5月より国立情報学研究所客員教授、2020年5月より大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授、2021年4月より国立がん研究センター研究所医療AI研究開発分野客員研究員、2023年9月より早稲田大学次世代ロボット研究機構AIロボット研究所客員上級研究員（研究院客員教授）。
- 政府委員等として、法務省・民事判決情報データベース化検討会委員、内閣府消費者委員会デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループオブザーバ等。
- 法とコンピュータ学会理事、日本メディカルAI学会監事等。

近著



アジェンダ

- 1 はじめに
- 2 懲戒請求者リスト証拠提出事件とその判示
- 3 不法行為法上の違法性阻却事由による個人情報保護法違反の違法性阻却
- 4 個人情報保護法における明文なき違法性阻却事由の実務上の必要性と適用要件
- 5 個人情報保護法における明文なき違法性阻却事由と立法論

1 はじめに

- ・懲戒請求者リスト提出事件において示された判示を手掛かりに、個人情報保護法における明文のない違法性阻却事由について考察する
- ・個人情報保護法上の違法性阻却事由は、詳細に書き込まれ、改正によって追加もされている
 - ・個人情報保護委員会は、利用目的の制限に関しては「利用目的による制限の例外」（GL通則編3-1-5），利用目的の通知に関しては「利用目的の通知等をしなくてよい場合」（GL通則編3-3-5）などと呼称している

①利用目的の制限

個人情報保護法

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

②要配慮個人情報の取得

個人情報保護法

(適正な取得)

第二十条 1 (略)

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

②要配慮個人情報の取得（続）

個人情報保護法

（適正な取得）

第二十条 1（略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一～六（略）

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（適用除外）

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

四 政治団体 政治活動（これに付隨する活動を含む。）の用に供する目的

2～3（略）

個人情報保護法施行令

（要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合）

第九条 法第二十条第二項第八号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

二 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

二 法第二十七条第五項各号（法第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合及び法第四十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

③利用目的の通知

個人情報保護法

(取得に際しての利用目的の通知等)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 (略)

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

④漏えい報告・通知

個人情報保護法

(漏えい等の報告等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。**ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。**

個人情報保護法施行規則

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑤第三者提供

個人情報保護法

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2～6 (略)

⑥保有個人データの不開示

個人情報保護法

(開示)

第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、
開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

行政機関等①利用目的明示

個人情報保護法 (利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。**
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。**
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。**
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。**

行政機関等②漏えい報告

(漏えい等の報告等)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれがあるものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。**ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。**

一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

行政機関等③利用提供制限

個人情報保護法

(利用及び提供の制限)

- 第六十九条** 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(参考)

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第七十条** 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

行政機関等④保有個人情報の利用停止

個人情報保護法

(保有個人情報の利用停止義務)

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

改正による追加

- 令和3年改正（令和3年法律第44号）における学術研究例外の精緻化（法18条3項5号及び6号、法20条2項5号及び6号、法27条1項5号ないし7号）
- 個人情報保護法の条文構造や改正状況からは、必要な違法性阻却事由は立法によって個別に検討されるべきというのが素直な議論
- しかし、明文のない違法性阻却事由が認められないということを意味しない。明文のない違法性阻却事由の意義を否定するものでもない。

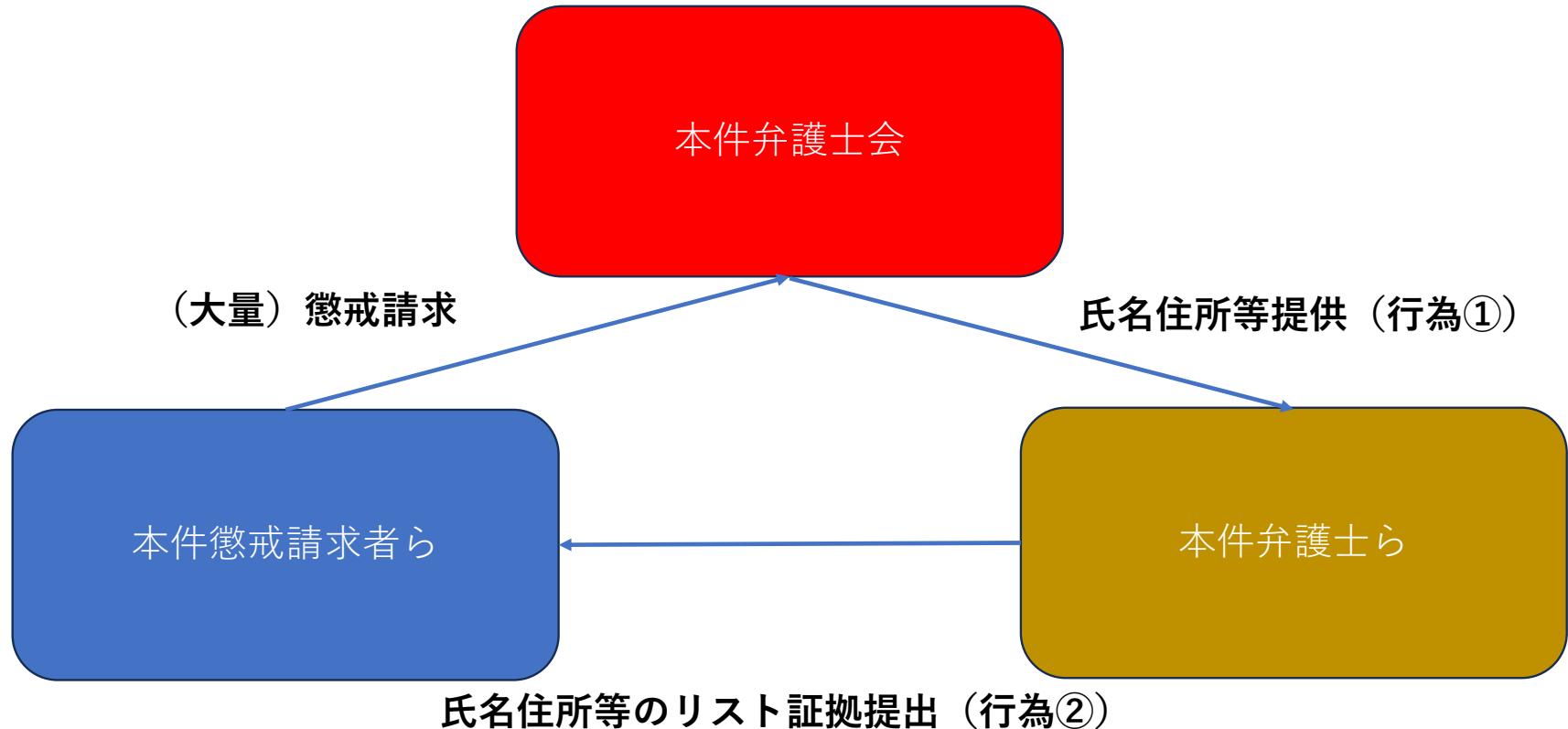
明文のない違法性阻却事由の意義

- ・個人情報保護法は多様な違法性阻却事由を用意しているが、違法性阻却事由に関する明文規定がない義務規定も存在する
 - ・保有個人データに関する事項の公表等に関する法32条等
- ・施行後3年ごと見直しのシステム（個人情報保護法の令和2年改正法である令和2年法律第44号10条）を導入している個人情報保護法とはいえ、立法にはタイムラグがある
- ・実務上の必要性は大きい（後述）

2 懲戒請求者リスト証拠提出事件とその判示

(1) 懲戒請求者リスト証拠提出事件

- 2017年に発生した弁護士への大量懲戒請求に起因し、
- ①当該懲戒請求を行った者ら（本件懲戒請求者ら）の氏名住所等（以下、本件氏名住所等）が、懲戒請求の手続の中で、弁護士会（本件弁護士会。事案により複数存在する）から懲戒が請求された弁護士ら（本件弁護士ら）に提供されたこと（行為①）
- ②本件弁護士らが、懲戒請求者らに対して、不当な懲戒請求を理由とした損害賠償請求を行うにあたり、本件指名住所等をリスト化したもの（懲戒請求者リスト）を裁判所に証拠提出したこと（行為②）
- 等に対し、懲戒請求者らが、不法行為に基づく損害賠償請求を行った事案
- 訴訟での主張はさまざまであるが、本件弁護士会が被告となっている場合には行為①が、本件弁護士らが被告となっている場合には行為②が、それぞれプライバシーを侵害して違法である旨の主張が含まれている。
- また、個人情報保護法違反（法27条1項等の違反）を理由として不法行為に該当する旨の主張も行われていることが特徴的である



事件自体の分析・裁判例の整理は、板倉陽一郎「個人情報保護法とプライバシー：懲戒請求者リスト証拠提出事件を題材として」情報法制研究12号（2022年）15頁

(2) 裁判例

ア 横浜地判令和3年4月21日（令和2年（ワ）2049号）及び東京高判令和4年1月20日（令和3年（ネ）2606号）（同控訴審）

- ・横浜地判は、行為②に関し、「個人情報保護法違反をいう点については、同法は、個人情報取扱事業者と個人との間の法律関係を直接規律するものではなく、これに違反したとしても直ちに不法行為を構成するものではないし、本件書面の証拠申出は相当性を有し不法行為に該当しないところ、そのような場合に同法に違反するとはいひ難い。」とした。
- ・東京高判は、行為②に関し、「個人情報保護法は、個人情報取扱事業者と個人との間の法律関係を直接規律するものではなく、これに違反したとしても直ちに不法行為を構成するものではないし、本件書面の証拠申出は相当性を有し不法行為に該当しないところ、そのような場合に同法に違反するとはいひ難い。」とした。前半の若干の相違以外は同一文言である。

イ 横浜地判令和3年4月21日（令和2年（ワ）3561号），東京高判令和3年12月8日（令和3年（ネ）2582号）（同控訴審）及び横浜地判令和3年6月9日（令和2年（ワ）3508号）

- 3つの裁判例は抜粋部分について全く同一文言である。
- 行為①に関し，「個人情報保護法は，個人情報取扱事業者と個人との間の法律関係を直接規律するものではなく，これに違反したとしても直ちに不法行為を構成するものではないし，前記のとおり，本件開示に係る行為は相当性を有し不法行為に該当しないところ，そのような場合に同法に違反するとはいえない。」
- 行為②に関し，「個人情報保護法違反をいう点については，前記1(3)イのとおり，かかる違反は直ちに不法行為を構成せず，前記のとおり，本件書面の証拠申出は不法行為に該当しないところ，そのような場合に同法に違反するともいい難い。」

(3) 分析

- 判例は行為②に関して、
 - 「相当性を有し不法行為に該当しない」（ア）又は単に
 - 「不法行為に該当しない」（イ）
- 場合に、個人情報保護法違反を構成しないとした。
- 行為①に関しても、
 - 「相当性を有し不法行為に該当しない」
- 場合に、個人情報保護法違反を構成しないとした。
- 行為①も、行為②も、不法行為に該当する場合には、個人情報保護法違反を構成する可能性があると読むことができよう。
- 不法行為に該当しない行為①や行為②が個人情報保護法違反を構成しない、ということは、何を意味するのであろうか。

民事上の不法行為が成立しない場合には、形式的に個人情報保護法違反があっても、それ自体が違法性阻却事由となって、個人情報保護法違反とならない、という論理

- 一般に、民事上の不法行為が成立しない場合には、形式的に個人情報保護法違反があっても、それ自体が違法性阻却事由となって、個人情報保護法違反とならない、という論理
- 損害が不存在である場合や、不法行為における主観的要件が欠ける場合にも、個人情報保護法違反ではなくなるということになる
- しかし、そもそも、個人情報保護制度は損害の回復を目的とした制度ではないので、損害が不存在であるから個人情報保護法違反ではないというのは、通る理屈ではない
- また、行政法規違反については、主観的要件は不要であるというのが原則であり、個人情報保護法制においても例外ではない。
 - 主観的要件を勘案する場合には、立法によることになる（景品表示法8条1項柱書ただし書等。課徴金の立法に関する議論においても指摘されている）。
- 民事上の不法行為が成立しない場合には、個人情報保護法違反にならないという論理は、維持することが困難

「不法行為に該当しない」は、違法性阻却事由が存在することによって、民事上の不法行為が成立しない、と読むべき、とする論理

- ・「不法行為に該当しない」は、違法性阻却事由が存在することによって、民事上の不法行為が成立しない、と読むべき、とする論理
- ・裁判例がいずれも、「相当性を有し」と付言している箇所を有していることも手掛かりとなる。すなわち、民法720条は正当防衛及び緊急避難を定めるが、刑法35条はさらに、法令行為や正当業務行為による違法性阻却を定めている。民法においても、明文はなくとも、法令行為や正当業務行為により、違法性阻却が認められており、判例及び通説の立場であると評価されている。

「不法行為に該当しない」は、違法性阻却事由が存在することによって、民事上の不法行為が成立しない、と読むべき、とする論理（続）

- 法令行為や正当業務行為については、「法令に根拠のある行為類型に該当するから、ある種の業務行為に該当するからたちに違法性が阻却されるのではなく、当該の具体的行為に正当性がなければならぬ。」（論点体系・澤野和博教授）、「法令による明文の規定がない場合であっても、形式的に他人の法益を侵害する行為が社会的にみて相当な行為であるとして、不法行為責任が否定されることがある。」（新注民・和田真一教授），などと説明され、「正当性」ある、ないし、「相当な行為」であることが求められる。
- 裁判例における「相当性を有し」との付言は、これら、明文のない違法性阻却事由の存在を示唆していると読む
- こちらの論理に、より説得力があるのでは
- 「不法行為に該当しない」とは、違法性阻却事由が存在することによって、民事上の不法行為が成立しない場合であり、そのような場合には個人情報保護法違反とならない、との規範が提示されたものと考える

3. 不法行為上の違法性阻却事由による個人情報保護法違反の違法性阻却

(1) あり得る論理

- ・違法性阻却事由が存在することによって民事上の不法行為が成立しない場合、個人情報保護法違反とならないとの規範を提示していると解釈可能であることを示した。
- ・⇒どのような論理でそれが可能となるのか？
- ・①個人情報保護法上の場面においても、民法上の違法性阻却事由が適用ないし準用され、その中には明文なき違法性阻却事由も含まれるという考え方
- ・②ストレートに、公法上の関係においても、明文なき違法性阻却事由の議論が妥当するという考え方

民法規定の適用ないし準用

- ・本人の同意に関する議論になじみやすい。
- ・個人情報保護委員会は、個人情報保護法上の本人の同意について、「『本人の同意』とは、~~本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。~~」（GL通則編2-16）としている。
- ・公法上の意思表示には、当該分野の性質を加味した上で、民法規定が適用ないし準用されるという、行政法学の議論を援用すると、本人の同意について、民法上の意思表示規定を適用ないし準用するという結論が展開しやすい。
- ・筆者においても、このような論理から、「プライバシーに関する契約」についての議論を行ったことがある。また、筆者らにおいて、こどもデータ及び教育データである個人データについての同意に關し、民法上の意思能力制度や行為能力制度を個人情報保護法上変容させることを含めた議論を行ったことがある。違法性阻却事由に關しても、（公法上の）被害者の承諾については、意思表示の一種であるとすると、同様の議論に馴染む。

板倉陽一郎「プライバシーに関する契約についての考察(1)～(7・完)」情報法制研究1号～7号、同「プライバシーに関する契約についての考察（問答編）」情報通信政策研究3巻2号（2020年）I-95頁。

板倉陽一郎・藤村明子「こどもデータ及び教育データの取扱いにおける同意に関する考察」情報通信学会誌41巻3号（2024年）25頁。
2024/12/23 情報通信法学会通信法分科会レジュメ 28

民法規定の適用ないし準用

- しかしながら、意思表示に関する民法規定の適用ないし準用という媒介項を必須としてしまうと、事実行為についての違法性阻却事由を適用ないし準用するということに困難が生じる。
- 違法性阻却事由の中でも、被害者の承諾については、意思表示の一種であるという議論が可能ではあるが、正当防衛や緊急避難となると、意思表示とはかけ離れている。裁判例で検討される正当業務行為についても同様
- 意思表示を伴う行為もあるであろうが、そうとは限らない。例えば、要配慮個人情報の取得（法20条2項）は、明らかに事実行為である

公法上の関係において、媒介項なしに、明文なき違法性阻却事由の議論が妥当するという考え方

- ・最判平成3年3月8日民集45巻3号164頁
- ・「上告人が浦安町の町長として本件鉄杭撤去を強行したことは、漁港法及び行政代執行法上適法と認めることのできないものであるが、右の緊急の事態に対処するためにとられたやむを得ない措置であり、民法720条の法意に照らしても、浦安町としては、上告人が右撤去に直接要した費用を同町の経費として支出したことを容認すべきものであって、本件請負契約に基づく公金支出については、その違法性を肯認することはできず、上告人が浦安市に対し損害賠償責任を負うものとすることはできない」

公法上の関係において、媒介項なしに、明文なき違法性阻却事由の議論が妥当するという考え方

- ・最判の事案では、民法720条の要件そのものを当てはめた場合（＝同条を類推適用した場合）には、要件をみたさなかつたものと考えられている（青柳馨・最判解）
- ・民法上の緊急避難とは別の、明文なき違法性阻却事由を、①緊急の事態、②やむを得ない措置という要件を定立した上で、行政法上の事実行為に認めたものと解することができる。
- ・このように、公法上の関係において、違法性阻却事由は存在し得、明文なき違法性阻却事由も例外ではない。
- ・まして況や、民事上の不法行為に対する違法性阻却事由は、当然に公法上の関係における違法性阻却事由となり得る、と整理することが可能

(2) 行政実務

- ・「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第4号）」（電気通信事業GL）
- ・個人情報保護委員会・総務省「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号（最終改正令和6年個人情報保護委員会・総務省告示第4号））の解説（令和4年3月（令和6年3月更新）、電気通信事業GL解説）
- ・「違法性阻却事由」という語が、明文なき違法性阻却事由も含む用語として用いられている。

具体的箇所

- ①5条4項（利用目的の制限）、②8条3項（適正な取得）、③11条2項（保存期間等）、④17条8項（第三者提供の制限）、⑤38条2項（通信履歴）、⑥40条3項（発信者情報）、⑦・⑧41条1項2項（位置情報）の7箇所
- ③は、GLレベルで義務を上乗せしている、いわゆる努力措置であり、⑤ないし⑧は電気通信事業に特有の義務を、やはり努力措置として定めたもので、個人情報に関するものではないので、ひとまず撇く。
- ①②④は、個人情報保護法上、同意が必要な場面において、「利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合」に、「通信の秘密に係る個人情報」の利用（①）、取得（②）及び第三者への提供（④）を認めるものである。

電気通信事業GL

5条4項

前三項の規定にかかわらず、電気通信事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信の秘密に係る個人情報を利用してはならない。

8条3項

前項の規定にかかわらず、電気通信事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信の秘密に係る個人情報を取得してはならない。

17条8項

前各項の規定にかかわらず、電気通信事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信の秘密に係る個人情報を第三者に提供してはならない。

電気通信事業GL解説

3-1-7

通信の秘密に該当する事項については、通信当事者の同意がある場合（※1）、裁判官の発付した令状に従う場合、正当業務行為に該当する場合（※2）又は正当防衛若しくは緊急避難に該当する場合（※3）等、違法性阻却事由がある場合を除き、取得、保存、利用及び第三者提供が許されていない（電気通信事業法第4条関係）。

したがって、第5条第1項から第3項までの規定に該当する場合であっても、個人情報が通信の秘密にも該当する場合には、通信当事者の同意又は違法性阻却事由がある場合を除き、当該情報の利用は許されない。なお、これは、利用目的の範囲内で利用する場合であっても同様である。

（※1）通信の秘密に係る個人情報の取扱いに関する同意については2-17（本人の同意）を参照のこと。

（※2）正当業務行為として違法性が阻却されるためには、電気通信役務の円滑な提供の確保の観点から、業務の目的が正当であり、当該目的を達成するための行為の必要性及び手段の相当性が認められる行為である必要がある。正当業務行為として違法性が阻却される事例については、5-1-1（通信履歴の記録）、5-1-2（通信履歴の提供）、5-4-1（位置情報の取得）のほか、次の文書も参照のこと。

（文書略）

（※3）正当防衛として違法性が阻却されるためには、①急迫不正の侵害に対し、②自己又は他人の権利を侵害するために、③やむを得ずした行為である必要がある。また、正当防衛においては、行為の相手方は急迫不正の侵害を行っている者でなければならない。

緊急避難として違法性が阻却されるためには、①現在の危難を避けるため、②法益の権衡が図られる限りにおいて、③他に採るべき方策なしに（補充性）行った行為である必要がある。緊急避難として違法性が阻却される事例については、次の文書を参照のこと。

（文書略）

前提

- 電気通信事業GL解説3-1-7に「電気通信事業法第4条関係」とあるように、通信の秘密について、違法性阻却事由がなければ取扱いが認められないと解説は、何人にも課せられる「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。」（電気通信事業法4条1項）という義務と、電気通信事業に従事する者に対する、「電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。」（同条2項）たる義務についてのものである

前提

- ・『電気通信事業法逐条解説 再訂増補版』
- ・4条1項の通信の秘密を「侵」す行為の一形態である「知得」について、犯罪行為の検挙のための逆探知について、誘拐犯など現に急迫な危険がある場合など一定の要件の下では、正当行為として違法性阻却されるとする
- ・「漏えい・窃用」につき、通信当事者の承諾を違法性阻却事由として挙げている
- ・電気通信事業GL解説3-1-7でも、違法性阻却事由としては、正当業務行為、正当防衛及び緊急避難が挙げられており、刑法や民法には明文がない違法性阻却事由が電気通信事業GLの「違法性阻却事由」に該当することは明らか
- ・同GLが明示する「利用者の同意」も、刑法や民法に明文がある違法性阻却事由ではない

参考：総務省「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針」（令和3年2月25日）

- 「通信の秘密に係る情報を取得等する場合であっても、利用者の有効な同意がある場合には、通信の秘密の侵害に当たらない。また、正当行為（刑法（明治40年法律第45号）第35条）、正当防衛（同法第36条）、緊急避難（同法第37条）に該当する場合等には例外的に違法性が阻却されると解されている。例えば、通信履歴については、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第32条において「電気通信事業者は、通信履歴……については、課金、料金請求、苦情対応、不正利用の防止その他の業務の遂行上必要な場合に限り、記録することができる。」と規定されており、これらは正当業務行為と位置づけられている。」

「通信の秘密に係る個人情報」

- 電気通信事業GLの対象は、「通信の秘密に係る個人情報」である。
電気通信事業GLにも、電気通信事業GLにも、特段の定義はないが、
文字通り、電気通信事業法上の通信の秘密（4条1項）であって、個人情報保護法上の個人情報（2条1項）に該当する情報、ということになろう。
- 電気通信事業GLは、個人情報保護法上の、個人情報の目的外利用、要配慮個人情報の取得、個人データの第三者提供に関する違法性阻却事由である、法18条3項1号ないし6号、法20条2項1号ないし8号、施行令7条1号2号及び法27条1項1号ないし7号と同一文言である、電気通信事業GL5条3項1号ないし6号、同8条2項1号ないし9号及び同17条1項1号ないし7号等の「規定にかかわらず」「利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合」には、通信の秘密であり、個人情報であるところの、「通信の秘密に係る個人情報」の利用、取得及び第三者への提供を認める

行政実務上の承認

- つまり、個人情報・個人データの取り扱いについて、明確に、個人情報保護法上の同意もなく、違法性阻却事由をみたさなくとも、「利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合」には、これが許されるとしている
- 「通信の秘密に係る個人情報」について認められるのであれば、通信の秘密に該当しない個人情報・個人データが含まれないというのは論理的にあり得ない
- かくして、個人情報保護法上の違法行為が、明文なき違法性阻却事由を含む、一般的な意味での違法性阻却事由によって違法性阻却され得るという法理は、行政実務上も承認されているといえる。

4 個人情報保護法における明文なき違法性阻却事由の実務上の必要性と適用要件

(1) 個人情報保護法における明文なき違法性阻却事由の実務上の必要性

- ・個人情報保護法において、明文なき違法性阻却事由による違法性阻却が馴染む場面として、
 - ・①医師や弁護士などの専門家
 - ・②金融関係事業者やインフラ関係事業者などの規制業種
 - ・における法令行為又は正当業務行為が存在

専門家における個人情報の取扱い

(①) 医師

- 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添）IV・9(3)
- 「医療機関の受付等で診療を希望する患者は、傷病の回復等を目的としている。一方、医療機関等は、患者の傷病の回復等を目的として、より適切な医療が提供できるよう治療に取り組むとともに、必要に応じて他の医療機関と連携を図ったり、当該傷病を専門とする他の医療機関との医師等に指導、助言等を求める場合等、患者の傷病の回復等そのものが目的ではないが、医療の提供には必要な利用目的として提供する場合もある。このため、**第三者への情報の提供のうち、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合は、原則として默示の同意が得られているものと考えられる。**」
- 「なお、傷病の内容によっては、患者の傷病の回復等を目的とした場合であっても、個人データを第三者提供する場合は、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう求めがある場合も考えられ、その場合、医療機関等は、本人の意思に応じた対応を行う必要がある。」

専門家における個人情報の取扱い

(①) 医師

- ・「他の医療機関等からの照会に回答する」場合等を、長年、「默示の同意」とし、法令上の根拠のないオプトアウトをあわせて要求してきた（GL上の努力措置）
- ・「患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要」な範囲の個人データの第三者提供は、医師の正当業務行為として、默示の同意という媒介項なしに、違法性阻却を認めるべき
- ・默示の同意を媒介項にするのは、第二次の3年ごと見直しにおいて、「子どもを本人とする個人情報について、法定代理人の同意を取得すべきことを法令の規定上明確化すること」が検討されていることからも、早々に破綻することがみえている。

専門家における個人情報の取扱い

(①) : 弁護士

- 裁判上、個人データが含まれる証拠が裁判所に提出されることは、個人情報保護法27条1項2号に基づき、適法と解されるべきとの議論
- 本人の同意を得ることの困難性について類型的にこれが認められるとの前提にたつものであるが、同意困難性についての運用如何（可能な限りの同意取得への努力を求められるなど）によっては、法27条1項2号説による対応は現実的ではない。
- その場合は、弁護士としての正当業務行為の範囲であるとの解釈が認められることが期待される。

規制業種である金融関係事業者や、インフラ関係事業者（②）：銀行等

- ・外国送金における法28条の運用（特に、当該外国における個人情報保護制度を示せというもの）が、現実的には不可能である点、第二次の3年ごと見直しにおいて、わざわざ、「金融機関の海外送金時における送金者への情報提供義務の在り方」が挙げられているほど
- ・金融関係事業者において、外国送金はまさに正当な業務行為であるとの立論は可能

外国送金における個人情報の移転先の外国法制度等についてのご案内

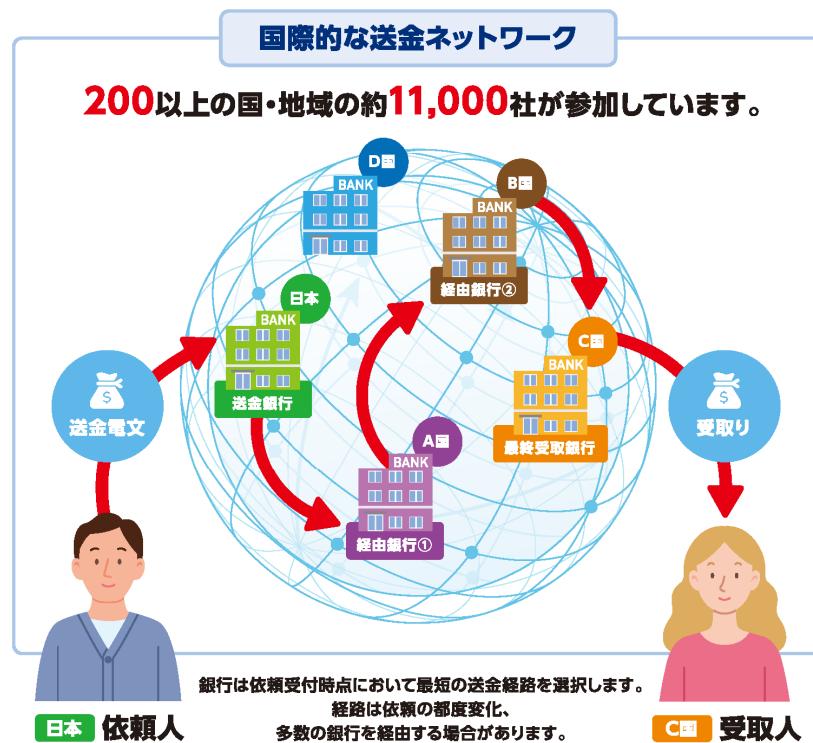
1 外国送金の仕組みについて

外国送金とは、日本の銀行から外国の銀行口座に資金を送金することをいい、通常、外国送金は、銀行間の国際的金融取引ネットワーク「SWIFT」(Swift: Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication SC、本拠:ベルギー)を利用して処理されます。

なお、Swiftには、200以上の国・地域で1万1,000社以上の銀行、証券会社等が参加しています。このため、理論的には、全世界の国・地域に外国送金が可能ですが、外国為替および外国貿易法や米国OFAC規制等の法令により外国送金ができない国・地域や、外国送金に当たって送金先の詳細や送金の資金源に関する資料のご提出が必要となる国・地域があります。詳細はお取引金融機関にご照会ください。

外国送金の仕組みは次のイメージ図のとおりです。送金する通貨や送金方法によっては、日本の銀行から送金先の外国銀行(最終受取銀行)に直接送金することができます、別の銀行(経由銀行)を介して、最終受取銀行に送金される可能性があります。この経由銀行は複数の国にわたる場合があります。

■外国送金の仕組みのイメージ



2 外国銀行およびSwift等に提供される情報について

外国送金においては、外国銀行(最終受取銀行および経由銀行)ならびにSwift等に「外国送金依頼書」等に記入した「ご依頼人名・住所」や「お受取人名・住所」、「お受取人の取引銀行名・支店」、「お受取人の口座番号」等が提供されます。

これらの情報は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策等を目的として個人情報保護法、犯罪収益移転防止法、外国為替および外国貿易法等の法令あるいは同様の趣旨の関係各國の法令の規定をもとに、各銀行が適切な管理を行ったうえで、所定の手続きに従って外国銀行等に提供されております。

3 個人情報保護法におけるお客さまへの情報提供に関するご説明について

2022年4月1日施行の改正個人情報保護法の規定により、お客さまからご依頼を受けた外国送金のお取扱いに当たっては、事業者は、次の(1)~(3)の情報を電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他適切な方法によりご本人に提供しなければならないこととされました。

- (1)外国の名称(送金先の外国銀行等が所在する国名)
- (2)適切かつ合理的な方法により得られた外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(送金先の外国銀行等が所在する外国の個人情報保護制度に関する情報)

- (3)第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

(送金先の外国銀行等における個人情報保護措置に関する情報)

ただし、上記(1)の外国銀行等が所在する国名が特定できない場合は、次の情報を提供しなければならないとされています(例えば、外国送金については、ご依頼を受け付けた時点では、経由銀行の有無や経由銀行名およびその所在地を把握することができず、当該経由銀行が所在する外国を特定することができません)。

- ①「外国の名称」が特定できない旨およびその理由
- ②「外国の名称」に代わる本人に参考となるべき情報がある場合は、当該情報

また、上記(3)の情報を提供できない場合は、その旨およびその理由について提供しなければならないとされています。

なお、上記(2)や(3)に関して、送金先の外国銀行等は、理論上、Swiftに参加している世界200以上の国・地域に所在する1万社近い銀行等が対象となる可能性があります。このため、日本の銀行がこれらすべての外国の個人情報保護制度や外国銀行等が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を収集し、お客さまに提供することは、非常に困難と考えられます。

4 外国送金に当たってのお願い

銀行は、可能な限り経由銀行や経由国が少ないかたちで、最終受取銀行に送金できるよう努めていますが、国際決済のために外国銀行等と締結している契約(コルレス契約)上の制約や経由銀行の判断が尊重されることなどの理由から、外国送金依頼を受け付けた時点においては、経由銀行の有無や経由銀行名およびその所在地を把握することができず、「外国の名称」を特定できません。

加えて、送金可能な国・銀行の数が非常に多いことから、経由銀行および最終受取銀行の所在する外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報や当該外国銀行等の個人情報の保護のために講じる措置についても、お取引金融機関が情報提供できない場合があります。

以上の内容にご留意いただき、外国送金をご依頼される場合は、諸外国の個人情報保護制度等を、事前にお取引金融機関のウェブサイトおよび全国銀行協会のウェブサイトでご確認くださいようお願いいたします。

なお、国の行政機関である「個人情報保護委員会」のウェブサイトにおいても、外国の個人情報保護制度を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

*全国銀行協会ウェブサイト(<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/17491/>)

*個人情報保護委員会ウェブサイト(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>)

規制業種である金融関係事業者や、インフラ関係事業者（②）：宅配事業

- ・インフラ事業者である郵便事業者や貨物自動車運送事業者について、個人情報保護委員会は、宛名たる住所等の個人データについて、取扱いの委託であると解している
- ・その場合、配送の効率化等に関して宛名情報を用いることは困難であることになるが、そもそも、配送事業者が配送の効率化等に関して宛名情報を用いることは、法令行為又は正当業務行為の範囲内で認められても良いように思われる。

(2) 個人情報保護法における明文なき違法性阻却事由の実務上の適用要件

- このように、個人情報保護法における明文なき違法性阻却事由を認めるとしても、法令行為や正当業務行為の要件をどうするのかという問題はある
- 法令行為や正当業務行為について、「個別の利益衡量によって違法性の存否を判断しなければならないことも多く、その意味では、社会的相当行為や正当業務行為を違法性阻却事由、責任阻却事由として類型化する意味は乏しい」との指摘もある（和田真一教授）
- しかしながら、正当業務行為について、一定の類型化は可能であろう

医師や弁護士などの専門家 (①)

- ・広い裁量が認められてよい。
- ・長野地上田支部判平成23年1月14日判時2109号103頁
- ・弁護士について、「一般に、弁護士は、依頼者の依頼の趣旨に沿うよう、委任された法律事務を処理することが要求されるところ、依頼者の依頼内容が公序良俗に違反し明白に違法な場合や、その依頼内容を実現すると違法な結果が招来されることについて弁護士に悪意又は重過失が認められるような場合等の例外的な場合を除いては、弁護士が依頼者の依頼によって行った行為は、正当業務行為として当該弁護士については違法性が阻却されると解するのが相当である」とする

規制業種である金融関係事業者や、インフラ関係事業者（②）

- ・東京地判平成23年4月15日判例集未登載（平成22年（ワ）第34773号）
- ・接続プロバイダにおいて、規約で禁止されている書き込みについて、本人を特定し、規約に基づく措置を取ろうとしたことについて、正当行為として、通信の秘密侵害にならないとした
- ・適切に規制を遵守した上での、利用者等顧客との契約内容の範囲であるかどうかが、一つの目安となる。

- ・個人情報保護法に形式的に抵触する行為であっても、明文なき違法性阻却事由は適法化の根拠となり得る。
- ・個人情報保護法上の違法性阻却事由と合わせ、事業者においては積極的に主張していく（ノーアクションレターやグレーディング解消制度の利用も考えられる）ことで、要件論についても深まっていく

5 個人情報保護法における明文なき違法性阻却事由と立法論

- ・明文なき違法性阻却事由が求められるような場面では、当然に、事業者における法改正の希望も強く見られる。
- ・第二次の3年ごと見直しでは、産業界から、【現状／課題】として「同意取得の例外が認められる範囲が極めて限定的。契約履行・不正利用防止・公益等が目的でも本人同意が求められることから、データ利活用を著しく阻害」が掲げられ、【要望】として「同意取得の例外が認められる範囲を見直し、契約履行や正当な利益を目的とした場合など、本人同意によらない方法での第三者提供や利活用の在り方を検討すべき」（抜粋）が述べられている。

- ・ 必ずしも、「データ利活用を著しく阻害」している具体的な場面が明確ではないが、欧洲一般データ保護規則（GDPR）における適法化事由である契約の履行（6条1項(b)）や、正当な利益（6条1項(f)）と比較しても、明文なき違法性阻却事由であるところの、法令行為や正当業務行為の存在を正面から認めれば、医師における「患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要」な範囲の個人データの第三者提供や、金融関係事業者における外国送金に伴う外国第三者提供規制との抵触などは、相当程度解消されよう。
- ・ 立法論においても、単純に欧洲の立法を借りてくるという態度ではなく、我が国における明文なき違法性阻却事由の展開を踏まえたうえで、具体化、類型化による予測可能性の担保という方向がより適切であるように思われる。